

公募委員を募集します

◆青少年問題協議会委員

囚青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立について必要な事項の調査・審議を行います。会議は平日日中、年2回程度を予定。任期は2年間(委嘱は7月予定) 囚次のすべてに該当する方6人以内。①市内在住・在勤・在学または市内で活動している満18歳以上の方 ②市のほかの審議会等の公募委員でない方 ③5月1日(月)〜23日(火)(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分〜午後5時15分)(必着)

(A4用紙に横書きに800字以内。様式自由)を直接または郵送で左記へ。結果は本人に通知します。提出書類は返却しません 囚青少年課(第二庁舎2階) ☎9633119308

◆男女共同参画推進委員会委員

囚男女共同参画の推進に関する重要事項などについて、調査・審議等を行います。会議は年4回程度を予定。任期は7月から2年間 囚次のすべてに該当する方3人。①市内在住・在勤・在学または市内で活動している満18歳以上の方 ②市のほかの審議会等の公募委員でない方 ③5月31日(水)(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分〜午後5時15分)まで(必着)に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業等・応募動機を記入した書類と「私が考えるこれからの青少年健全育成について」をテーマにした小論文

文(800字以内。様式自由)を直接または郵送・メールで左記へ。結果は本人に通知しません。提出書類は返却しません 囚人権・男女共同参画推進課(第二庁舎3階) ☎9633119113、☎10015500@city.ko-shigaya.saitama.jp

◆越谷市保健衛生審議会委員

囚市民の健康づくりや医療に関することなどについて審議を行います。会議は平日夜間、年2回程度を予定。任期は8月1日から2年間 囚次のすべてに該当する方5人程度。①市内在住・在勤・在学または市内で活動している満18歳以上の方 ②市のほかの審議会等の公募委員でない方 ③6月15日(木)(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時

30分〜午後5時)まで(必着)に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を記入した応募用紙(市役所総合受付、保健センター、市保健所で配布するほか、市ホームページからも印刷できます)と「私が越谷市の健康づくり事業に関心を持った理由」をテーマとした作文(A4用紙横書きに800字以内)を直接または郵送で左記へ。結果は本人に通知しません。提出書類は返却しません 囚市民健康課(☎34310022東大沢1の11保健センター) ☎97813511

◆環境審議会委員

囚越谷市環境管理計画や環境の保全・創造などについて調査・審議等を行います。会議は平日

30分〜午後5時)まで(必着)に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を記入した応募用紙(市役所総合受付、保健センター、市保健所で配布するほか、市ホームページからも印刷できます)と「私が越谷市の健康づくり事業に関心を持った理由」をテーマとした作文(A4用紙横書きに800字以内)を直接または郵送で左記へ。結果は本人に通知しません。提出書類は返却しません 囚市民健康課(☎34310022東大沢1の11保健センター) ☎97813511

6月の市民課の休日窓口は6月4日(日)です

30分〜午後5時)まで(必着)に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を記入した応募用紙(市役所総合受付、保健センター、市保健所で配布するほか、市ホームページからも印刷できます)と「私が越谷市の健康づくり事業に関心を持った理由」をテーマとした作文(A4用紙横書きに800字以内)を直接または郵送で左記へ。結果は本人に通知しません。提出書類は返却しません 囚市民健康課(☎34310022東大沢1の11保健センター) ☎97813511

日中、今年度は1回開催予定。任期は7月1日から2年間 囚次のすべてに該当する方3人。①市内在住・在勤・在学または市内で活動している満18歳以上の方 ②市のほかの審議会等の公募委員でない方 ③5月1日(月)〜26日(金)(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分〜午後5時15分)(必着)に、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業・環境保全に関する活動歴を簡潔にまとめた書類と「越谷市の環境について」をテーマにした作文(800字以内)を直接または郵送で左記へ。結果は6月末ごろ本人に通知します。提出書類は返却しません 囚環境政策課(第三庁舎4階) ☎96331191803

住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成します

〈対象〉 昭和56年以前に建築された次の建物。①2階以下の木造一戸建て住宅 ②3階以上で延べ面積1000平方メートル以上の分譲マンション

〈助成額〉 ▽耐震診断：耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額(①は1戸につき5万円以内、②の予備診断は10万円以内・本診断は90万円以内) ▽耐震改修：耐震改修に要した費用の23%に相当する額(①は1戸につき30万円以内) ▽簡易耐震改修：耐震シェルターまたは防災ベッドの設置に要した費用の23%に相当する額(①のみ対象。1戸につき20万円以内)

申請は5月10日(水)から5月31日(金)まで。郵送で受け付けています。

詳しくは建築住宅課へ(☎96331191803) 5月10日(水)から5月31日(金)まで。郵送で受け付けています。

市長とふれあいミーティング

～訪問を希望する団体を募集～

高橋市長が団体や企業の皆さんの日頃の活動の場を訪問し、懇談を行います(時間は全体で90分程度)。

囚①子育て、教育、環境などさまざまな分野で特色ある活動を行っている市民活動団体など ②「しがやブランド認定品」の認定を受けること

に貢献している企業や地域の活性化に貢献している企業、児童の工場見学を受け入れて学校教育に協力している企業など(政治・宗教活動、特定の主義主張を目的とした団体を除く) 囚申請書を直接または郵送・ファックスで広報広聴課(本庁舎2階)へ。申込書は広報広聴課で配布しているほか、市ホームページから印刷できます

具体的日程および訪問場所は、訪問が決定した団体と調整します 囚広報広聴課 ☎9633119117、FAX ☎965110943

マイナンバーカード 交付の休日窓口

〈日時〉 6月4日(日)、午前9時〜午後4時
〈場所〉 市民課マイナンバー担当(本庁舎1階)
〈対象者〉 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書が届いた方
〈予約受付〉 マイナンバーカードの受け取りは事前に電話予約が必要です(随時受付中)。電話で下記へお問い合わせください
囚市民課マイナンバー担当 ☎940-8604

申請はお済みですか?

臨時福祉給付金(経済対策分)

市では、臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を受け付けています。

給付金の支給対象と思われる方には、3月上旬ごろに申請関係書類をお送りしていますので、お早めにご申請ください。

市では、臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を受け付けています。給付金の支給対象と思われる方には、3月上旬ごろに申請関係書類をお送りしていますので、お早めにご申請ください。 囚臨時福祉給付金室 ☎9633119194



5月は自転車マナーアップ強化月間 安全のために交通ルール & マナーを守りましょう

- 四 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 五 子どもはヘルメットを着用
- 四 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

放置自転車はやめましょう 駅前では、点字ブロック上やタクシー乗り場、商店前などに迷惑な放置自転車が多く見られます。これらは通行の妨げとなるばかりか、倒れて歩行者にけがを負わせたり、消防や救急活動などの妨げになります。駅前広場等は誰も利用する場所です。駅等を利用する場合は、人に迷惑をかけないように、駐輪場を利用しましょう。また、自転車には防犯登録をし、鍵を二重にかけるなど盗難防止を心がけましょう。 囚くらし安心課 ☎96331191805